

○経済産業省令第 号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十条第二項及び第五十二条第二項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(事業継続力強化設備等の要件)	(事業継続力強化設備等の要件)

第二十四条 法第五十条第二項第二号口の事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十二条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

資産の種類	減価償却
	対象となるものの用途又は細目

第二十四条 法第五十条第二項第二号口の事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十二条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

資産の種類	減価償却
	対象となるものの用途又は細目

				設備	建物附属	[略]	類
自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有す		[略]	格納式避難設備	[略]	[略]		

				設備	建物附属	[略]	類
自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有す		[略]	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	[略]	[略]		

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>る次のいずれかに該当するものと して経済産業大臣が定めるもの。 一・二 「略」 「削る」</p>
	<p>る次のいずれかに該当するものと して経済産業大臣が定めるもの。 一・二 「略」 三 防火シャッターその他の自然 災害に起因する発火の影響の軽 減に資する機能を有するもの</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第二十四条の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（同法第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）又は連携事業継続力強化計画（同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）に記載された同法第五十条第二項第二号口又は第五十二条第二項第三号口に規定する事業継続力強化設備等（建物附属設備に限る。以下単に「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。